

○農林水産関係の基本施策に関する件(一般質疑) について答弁

【答弁のポイント】 以下の質問に対し答弁

- 若林 健太君(自民)
 - ・ウクライナ情勢に関連し、国主導で中国、ロシア及びベラルーシの代替国からの肥料原料輸入を推進する必要性
- 小山 展弘君(立民)
 - ・有機農産物の需要・市場ニーズについての農林水産省の見通し
 - ・コロナ禍において公衆衛生上の効果が期待できる茶等の食品研究を支援する必要性
- 住吉 寛紀君(維新)
 - ・国内で開発された品種の不正な海外流出を防止するための対策及びその効果
- 長友 慎治君(国民)
 - ・Jクレジット制度に関し、創出者のメリット及び購入者のメリット

本日の会議に付した案件

- 政府参考人出頭要求に関する件
- 参考人出頭要求に関する件
- 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律案(内閣提出第三二二号)
- 植物防疫法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三二号)
- 農林水産関係の基本施策に関する件
- 平口委員長 これより会議を開きます。

農林水産関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

(略)

○若林委員

ロシア、ベラルーシからの輸入について、塩化カリ二六%、これは是非見直しをしてもいいと思うところ



質問する若林健太議員(自民)

今局長か

らお話がありましたように、昨年十月十五日から中国からの輸入が滞って大変苦労されたということで、国から全農などの穀物商社に働きかけをして、代替国からの輸入、何とかこの春の需要期をしのごうことができました。

こうした状況を見て、民間の取引でありますけれども、やはり国が、代替国からの輸入など、中国、ロシア、ベラルーシ、こういった国々からの輸入についてしっかりと主導していかなきやいけないというふうに思いますが、民間取引、国の関与をどうやって整備していくのか、伺いたいと思います。

○宮崎大臣政務官 お答えをいたします。

これまで、農林水産省といたしましては、今先生御指摘のように、化学肥料原料の国際価格や輸出先国の動向を注視をいたしまして、状況に応じて、全農や商社に代替国からの協調買入れを要請するなど、機動的な対応を促してきたところでございます。

引き続き、国際情勢それから生産現場の皆様方への影響をしっかりと見させていただいて、全農や商社、肥料メーカーなどの関係事業者、そして関係省庁とも連携をいたしまして、輸入先国の多角化、これのほか、堆肥等、国内にも資源がございますので、その利用の拡大など、あらゆる方策を検討してまいりたいと考えております。

(略)

○小山委員

次に、みどりの食料システム戦略についてお尋ねをしたいと思います。

農水省では、二〇五〇年に有機農業の取組面積の割合を全耕地面積の二五%、百万ヘクタールに拡大するの方針案を示しております。有機農業が発展することは、私も、個人的には有機野菜とか有機の方が好きなので、大変望ましいと思っておりますけれども、有機農産物を生

産、供給できたとしても、日本の消費者のニーズが伴っていきんだらうかというところについては、若干、この見通しについて一〇〇%の確信を持ってないところもあるかと思っております。

せっかく作ったのに供給過剰だということになってしまわないように、農水省は、有機農産物の需要や市場のニーズについて、どのように見通しを持ってまいりますでしょうか。

○宮崎大臣政務官 お答えをいたします。

今先生御指摘のように、有機農業の取組の拡大をこれから進めていくわけでございますけれども、これは、生産の拡大のみならず、市場の拡大を同時に進めることが非常に大切なことだというふうと考えております。

世界の有機食品市場は、近年十年間で倍増をしております。金額的にも十兆円を超えております。我が国の有機食品市場でも、過去八年間で四割拡大しているという状況でございます。

一方、日本の一人当たりの有機食品の消費額につきましては、依然としてアメリカの十分の一程度にとどまっております。環境意識の高まりの中で、拡大の余地は非常に大きいのではないかと考えているところでございます。



も、これらの不正な海外流出についてはしっかりと対応していかなければならぬと考えておりますが、どのような対応を取られ、またその効果についてお伺いしたいと思っております。

○宮崎大臣政務官 お答えをいたします。



シャインマスカットなど、委員から御指摘がございました。我が国の優良品種が中国や韓国に流出をいたしまして、大規模な産地が形成をされて、その一部がアジア諸国に輸出をされていることは、我が国の輸出機会への損失につながる問題であるというふうに認識をしておるところでございます。

悪意のある持ち出しに対抗するためには、育成者が国内外で品種登録を行っていただく、流出を発見した場合には速やかに差止め請求、損害賠償などの法的措置を取っていただくことが必要でございます。このため、改正種苗法に基づく海外持ち出し制限でございますとか、自家増殖の許諾制を活用いたしまして、育成者権者が登録品種の管理を行うように徹底をしていきたいというふうに考えております。

また、仮に海外に流出した場合にも、

育成者権者が栽培の差止め等を行い、日本の品種を守るように、農林水産省といたしまして、海外での品種登録や侵害対策を支援をまいりたいと考えております。

(略)

○長友委員 お答えいただきありがとうございます。

このJクレジットの制度、私も地元では非積極的に取り組む事業者さんたちを増やしていきたいなと思うんですけども、クレジットの創出者のメリットをより明確に示す必要があるかと思っております。その共通認識を持つために改めて伺います。

農水省として、このJクレジットをつくる創出者のメリットはどのようなものとお考えでしょうか。

○宮崎大臣政務官 お答えをいたします。

Jクレジットの制度につきましては、国内の資金循環を生み出しまして経済と環境の好循環を促進するものであることから、農林水産省としても推進に取り組んでおるところでございます。

このため、昨年五月に策定をいたしましたみどりの食料システム戦略でも本制度の活用を位置づけておるところでございます。

お尋ねのございましたメリットでございますけれども、農林水産分野における温室効果ガスの排出削減や吸収の取組をクレジットとして販売収入にできること、そして市場等を通じて価値の見える化につながるなど、Jクレジット制度の活用することのメリットにつきまして引き続き周知をしていきたいと考えて

ております。

○長友委員 ありがとうございます。つくる人のクレジットを今、御回答いただきました。

それでは、クレジットを購入する人のクレジットについても共通認識を持ちたいと思えます。改めて教えていただけますでしょうか。

○宮崎大臣政務官 お答えをいたします。

購入をされる方のクレジットでございますけれども、地球温暖化対策促進法に基づく排出量の報告に活用していただくこと、そして、環境貢献企業等としてのPR効果、これが期待をされること、CO₂排出量をオフセットすることによる製品、サービスの差別化、ブランドインパクトが図られること、そして、関係企業や地方公共団体との新たなネットワークを活用したビジネスの機会、これの獲得などが期待をされるところでございますので、購入者のクレジットにつきましても、農林水産省としても、経産省、環境省と連携をしながら周知に努めていきたいと考えております。

(以下略)

